

みえ

森と緑の

県民税

●平成29年度版●

森林づくりを県民みんなの力で

みえ森と緑の県民税は
何のためにどんなこと
につかわれているシカ？



カモミ

森林環境教育・木育キャラクター



みえ森と緑の県民税とは？

森林は、土砂災害や洪水を防止する、水を貯える、地球温暖化防止に貢献するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。

しかし、山村地域においては、過疎化・高齢化、長引く林業の低迷によって、また、身近に存在する里山についても、生活様式の変化により、荒廃した森林が増加しており、これらの大切な働きが弱まっています。

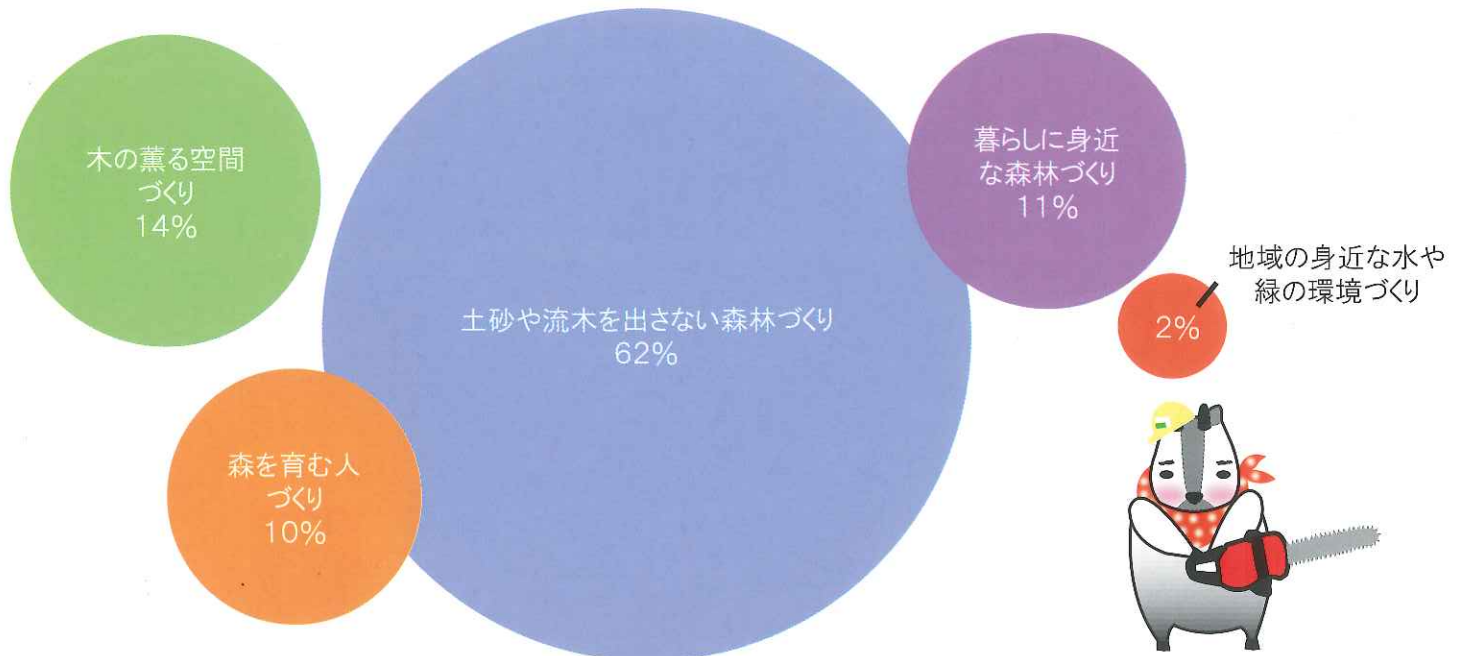
また、近年、集中豪雨の発生が増加していることも考え合わせると、自然災害が発生する危険性が高まっていると考えられ、「災害に強い森林づくり」を緊急に進める必要があります。

「森づくり」には長い時間と労力を必要とします。将来にわたり「災害に強い森林」を引き継いでいくには、「県民全体で森林を支える社会づくり」も進めることが必要です。

森林の恩恵はすべての県民が受けていることから、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入しました。

みえ森と緑の県民税の対策別実績

みえ森と緑の県民税を活用して「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針にそって、「土砂や流木を出さない森林づくり」「暮らしに身近な森林づくり」「森を育む人づくり」「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」の5つの対策を行っています。



対策	事例	金額
土砂や流木を出さない森林づくり	12件	1,630 百万円
森を育む人づくり	78件	306 百万円
暮らしに身近な森林づくり	92件	254 百万円
木の薫る空間づくり	69件	395 百万円
地域の身近な水や緑の環境づくり	23件	62 百万円

※金額は平成26～28年度までの合計

森林の働き

三重県の面積の64%を占める森林は、木材やきのこなどの恵みを与えてくれるだけでなく、きれいな水や空気を育み、土砂の流出や崩壊を防ぎ、地球温暖化防止に貢献するなど、私たちが安全で快適に暮らすための重要な働きを果たしています。

森林は土砂の流出を抑え、山崩れを防ぎます

森林内は樹木の根によって土壌が保持され、落葉落枝や草などによって地表が覆われているため、降雨などによる土壌の浸食や流出を抑え、また、山崩れを防いでいます。

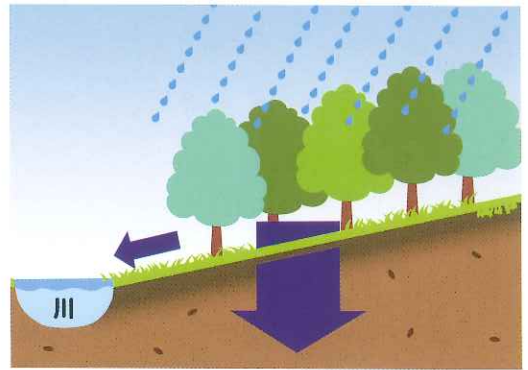


樹木の根の様子

森林は水を貯え、洪水を緩和します

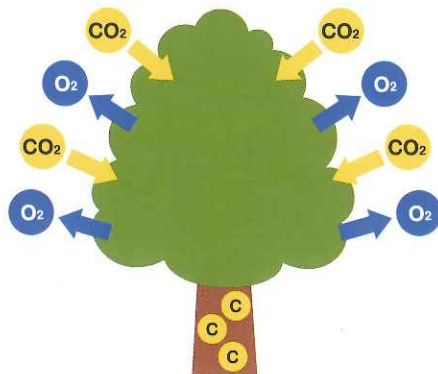
森林の土壌は、落葉などの有機物の供給や土壌生物の働きによりスポンジのようになっており、雨水などは速やかに浸透します。貯えられた雨水などはゆっくり河川に流れ、洪水は緩和されています。

また、きれいでおいしい水を育む効果もあります。



森林は地球温暖化防止に貢献します

森林は、光合成により、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し酸素を放出しながら炭素を蓄え成長します。



森林は多種多様な生物の生息・生育の場となっています

多様な森林環境は、遺伝子や生物種、生態系などの生物多様性を保全しています。



これらの他にも、森林は木材、炭、きのこや山菜などを生産したり、保健休養の場となるなど多様な働きがあります。

●2つの基本方針に沿って5つの対策を行います。

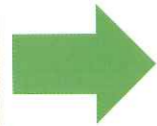
基本方針1.「災害に強い森林づくり」では、「土砂や流木を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」を行います。

災害に強い森林づくり (平成29年度事業費：約5億7千万円)

●土砂や流木を出さない森林づくり

＊流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備(県事業)

渓流や溪岸で、流木になる恐れのある危険木の伐採や撤去を行います。また、渓流沿いの山腹では、樹木が根を張り土砂や流木の流出を抑制するように、調整伐を行います。



豪雨時などに流出する恐れのある危険木を撤去しました。過密な森林の立木密度を下げて樹幹の肥大成長、根系の発達を促します。

＊異常に堆積した土砂・流木の撤去(県事業)

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂や流木を撤去します。



※「崩壊土砂流出危険地区」とは、地形などの状況から、土石流が人家などに被害を及ぼす恐れがある地区のことです。

●暮らしに身近な森林づくり

＊荒廃した里山や竹林の整備、道路沿いなどで倒木などの恐れがある樹木の伐採(市町事業)

人家裏や道路沿いなどで繁茂している竹林や倒木となる恐れのある危険木の伐採などにより、生活環境の向上を図ります。



集落や公共施設周辺の森林で、公益的機能が発揮されない状態にある森林を整備し、集落の安全と安心を確保しました。

基本方針2.「県民全体で森林を支える社会づくり」では、3つの対策環境づくり」を行います。

森林を支える社会づくり

●森を育む人づくり

＊森を育む人づくりのサポート(県事業)

森林環境教育・木育や森づくり活動を促進するため、森林環境教育・木育指導者や森づくり活動を担う人材の育成を行います。各種講座は、みえ森づくりサポートセンターが行います。



＊幅広い市町民を対象とした森林環境教育の実施(市町事業)

小中学校の授業や地域の行事などで、森林や木材について学び体験する森林環境教育を行います。



海岸林の大切さを学び、松林保全活動を行いました。

間伐材やカンナくずを利用した木工教室など、さまざまな体験学習を行いました。

学校生活において森林に親しむことができる環境の整備に、子どもたちも参加しました。

＊木育(もくいく)の推進(県事業)(市町事業)

子どもたちが日頃から木にふれられる環境をつくり、子どもたちから木に親しむ木育を行います。



記念植樹事業に合わせて、木にふれてもらうために木のおもちゃを体験できる場をつくりました。

木の製品に親しむことで木材利用の意識を醸成するため、木のおもちゃを導入しました。

木の手触りや感触を通して、森や緑を大切に思う気持ちを育むため木のおもちゃを導入しました。

用した取組

「森を育む人づくり」「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の

り (平成29年度事業費：約5億6千万円)

●木の薫る空間づくり

*公共施設などへの木製品の設置 (市町事業)

多くの人に木を使うことが森林を支えることを知ってもらうため、公共施設などに三重県産材を利用した木製品を入れます。



尾鷲市(木とふれあう学校環境づくり)

木の良さを実感できる環境をつくり、机・イスの維持を行っています。



御浜町(公共施設木質化)

多くの町民が訪れるさぎりの里を、県産材で木質化しました。



四日市市(芸術文化活動施設木製備品購入)

芸術文化活動の練習や発表などの場として、幅広い世代の方が利用する施設に県産材の製品を導入しました。

*公共施設などへの県産材の使用 (市町事業)

木の薫る空間の心地よさを多くの人に感じてもらうため、公共施設などを新たに建てたり改修する時に内装に県産材を使ったり、県産材を利用した木造の建物にしたりします。



熊野市(木材住宅建設促進対策事業)

地域産材を使用し、モデルハウスとして提供する個人住宅建設への支援を行いました。



志摩市(里地・里山公園木質化整備事業)

木材と多くの市民との関係を深めるため、公共空間である公園の柵と八橋を木質化しました。



伊賀市(伊賀鉄道車両内装木質化事業)

利用者が木の良さを体験できるように、県産材を活用した車両内装の木質化を行いました。

●地域の身近な水や緑の環境づくり

*身近な緑の環境づくり (市町事業)

自然環境の大切さを感じってもらうため、森林や緑を楽しみ親しむ環境をつくりま



朝目町(森とふれあう環境づくり)

園児が継続して緑とふれあうことができるよう園庭を芝生にしました。



松阪市 整備前 (ちとせの森整備事業)

市民が自然とふれあう機会を増やし、木材の活用や森林づくりへの理解を深めるため、市産材を使用して遊歩道を整備しました。



松阪市 整備後 (ちとせの森整備事業)

木を使おう、森を育てるために

三重県の森林は、半分以上が人が木材を収穫して利用するために植えた「人工林」です。このような森林は、手入れをしないと細いひょろひょろの木が多くなり、太陽の光が地面に届かなくなったり、根が十分に発達できなかつたりします。太陽の光が地面に届かないと、下草が生えず、降雨の際に土砂が流れ出しやすくなります。また、根が十分に発達していない森林は、山崩れが起こりやすくなります。

森林(人工林)は、人々がさまざまな用途で木を使うために切り、苗を植え、下刈りや間伐などをして育てていくことで、適切な状態が保てます(緑の循環)。逆に、木が使われないと、今育っている木が切られず、森林には細いひょろひょろの木が多くなり、山崩れが起こりやすくなります。

森林を育てるために、木を使いましょう。



緑の循環のイメージ図：林野庁提供資料を一部加工しています。



●みえ森と緑の県民税のしくみ●

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷などを有する個人（個人の県民税均等割の納税義務者） ※前年の合計所得金額が一定金額以下であることなどにより、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所などを有する法人など（法人の県民税均等割の納税義務者）
納める額	年額1,000円	年額 2,000円～80,000円 （県民税均等割額の10%相当額）
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業結果などについて評価検証などを行うとともに、結果は県民のみなさんに公表します。	

●お問い合わせ先●

税の使いみちに関すること	税のしくみに関すること	住所等を有する市町
農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513 Eメール midori@pref.mie.jp URL http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/ <input type="text" value="三重の森林"/> <input type="button" value="検索"/>	総務部税収確保課 ☎059-224-2128 Eメール zeimu@pref.mie.jp URL http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/ <input type="text" value="三重 県税のページ"/> <input type="button" value="検索"/>	
	桑名県税事務所 ☎0594-24-3613	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市農林事務所 森林・林業室 ☎059-352-0655	四日市県税事務所 ☎059-352-0577	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
	鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
津農林水産事務所 森林・林業室 ☎059-223-5091	津総合県税事務所 ☎059-223-5026	津市
松阪農林事務所 森林・林業室 ☎0598-50-0568	松阪県税事務所 ☎0598-50-0511	松阪市、大台町、多気町、明和町
伊勢農林水産事務所 森林・林業室 ☎0596-27-5265	伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀農林事務所 森林・林業室 ☎0595-24-8142	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024	伊賀市、名張市
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 ☎0597-23-3504		尾鷲市、紀北町
熊野農林事務所 森林・林業室 ☎0597-89-6134	紀州県税事務所 ☎0597-23-3419	熊野市、御浜町、紀宝町



みえ森と緑の県民税

